

～地域のまちづくりに参加しませんか～

市政に意見を
反映できるかも!?

上郷地域会議公募委員 を募集します！

地域会議について

期待すること

地域課題が多様化、複雑化するなか、地域の声を集約し、中長期的な課題の深掘りや解決に向けて協議を行うこと

具体的役割

- 市長からの諮問事項に関する審議・答申
- 地域課題の解決策にかかる検討と市長への提言

設置単位

各中学校区単位（28地区に設置）

地域会議委員の 定数と任期

- 委員定数：20人以内
- 任期：2年（再任は1回まで）

地域会議委員の 選任方法

地域会議の区域内の住民で

- 公共的団体が推薦する方
- 識見を有する方
- 公募による方

の中から市長が選任



「上郷地域をより住みやすいまちにしたい」
そんな思いをお持ちの方はぜひ御応募ください！

詳しい募集内容は、裏面を御覧ください。

応募資格

上郷地域会議の対象区域（上郷地区コミュニティ会議の区域と同じ）に住所を有する満18歳以上（高校生を除く。）の方が応募できます。

募集人数

3人以内（なお、地域会議の総委員数は20人以内です。）

選考方法

以下により選考します。なお、応募者が公募人数以下の場合でも、審査を実施して選考します。

（1）『住み良い上郷地域にするための提案』をテーマとする小論文（A4用紙2枚程度）の審査

（2）面接審査

日時 令和7年12月9日（火） 午後6時30分から

場所 上郷交流館 1階 第1研修室

選考結果の通知

選考結果は、12月下旬に応募者全員に郵送で通知します。

その他

- （1）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する人は応募することができません。
- （2）委員は、地方公務員法による非常勤特別職になります。委員の地位を利用した選挙運動などが制限されます。また、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした委員活動についても御遠慮ください。
- （3）委員は、この地域会議の区域内に住所を有しなくなったときは、失職します。

応募方法

◆応募用紙に必要事項を記入の上、豊田市地域活躍部上郷支所に持参、郵送、ファックス又はメールのいずれかの方法で期限までに提出してください。

※持参により提出する場合、受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。

土・日、祝日は受付ができませんのでご注意ください。

※持参以外で提出したときは、下記の提出期限までに電話等で応募用紙が届いているかを必ず確認してください。

※小論文は選考審査の対象になりますので、必ず提出してください。

※応募用紙は、上郷支所で配布しています。

■提出期限 令和7年11月28日(金)午後5時15分まで

■提出先・問合せ 豊田市 地域活躍部 上郷支所

住所：〒470-1218 豊田市上郷町5-1-1

TEL：21-0001 FAX：21-5095

Eメールアドレス：kamigou-shisho@city.toyota.aichi.jp